

神奈川県都市農業推進審議会の委員を募集します！

県では、「神奈川県都市農業推進条例」に基づき、知事の諮問に応じて都市農業の持続的な発展に関する重要事項を調査審議する「神奈川県都市農業推進審議会」を設置しています。この審議会の委員のうち1名は、県民から募集した委員を委嘱しており、このたび当委員の任期満了に伴い次期委員を募集することとしました。神奈川の農業に関心のある方のご応募をお待ちしています。

1 募集人数

1名

2 応募要件

- (1) 令和6年4月1日現在満18歳以上で県内に在住、在勤又は在学している方（日本語のできる外国籍の方を含む。）。なお、県職員、県職員であった者、県議会議員、当審議会を含む県の附属機関の委員や懇話会等の構成員となっている方は応募できません。
- (2) 平日に開催する年2回程度の会議に参加できる方

3 任期

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

4 応募方法

(1) 提出書類

- ・神奈川県都市農業推進審議会公募委員申込書（別添様式）
- ・小論文「これからの神奈川の農業について思うこと」について、800字程度にまとめたもの（※）
※ 現状を踏まえた農業に対する考えや、これまでの経験や体験などを通して、これからの神奈川県農業の方向性についてどのように考えるかをまとめてください。様式は自由です。

(2) 提出方法

次のいずれかの方法で、神奈川県農政課に提出ください。なお、応募書類は返却いたしません。

- ・郵送：〒231-8588 神奈川県農政課農業企画グループ（住所記載不要）
- ・ファクシミリ：045-210-8851
- ・インターネット（電子申請）：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vw7/cnt/f6843/p981943.html>

5 選考方法

書類選考により、面接対象者を選考します。その後、面接対象者の面接を行い、委員を決定します。面接の日時・場所は、対象者に別途ご連絡します。なお、面接会場までの交通費は支給いたしません。

6 募集期間

令和5年11月15日（水）から令和6年1月15日（月）まで（期間内に提出書類必着）

7 その他

- (1) 委員となられた方には、会議出席の都度、県の定める基準により報酬と交通費をお支払いします。
- (2) 選考の結果は、令和6年3月までに応募した方全員へお知らせします。
- (3) この募集において取得した個人情報は、この募集に関する業務にのみ利用し、神奈川県個人情報保護条例の規定に基づき厳正に取り扱います。
- (4) 「神奈川県都市農業推進条例」及び「神奈川県都市農業推進審議会」についての情報は、次のURLの県ホームページ「かながわの都市農業」で公開しています。
ホームページ（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vw7/cnt/f6843/index.html>）

8 問合せ先

神奈川県環境農政局農水産部農政課農業企画グループ

電話：045-210-4414

(別添様式)

神奈川県都市農業推進審議会 公募委員申込書

氏名 <small>ふりがな</small>	
性別	
年齢	満 歳 (令和6年4月1日現在)
住所	〒 -
〔 県外に住所を有し、県内に在勤・在学の方は、在勤地又は在学地の所在地及び名称を記載してください。 〕	(在勤地又は在学地の所在地)
	〒 - 名 称
電話番号	自宅 : () - 携帯 : () -

本募集については、神奈川県環境農政局農水産部農政課ホームページにも情報を掲載しており、本申込書の様式は、同ページからダウンロードすることができます。

<神奈川県農政課ホームページ>

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vw7/cnt/f6843/p981943.html>

